## 個人情報ファイル簿

行政機関等の名称			
	岡山市久米南町国民健康保険病院組合		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院事務局及び診療部(各科)		
	患者等に提供する医療サービス、医療保険事務、入退院等の病棟管理、会計・経		
	理、医療事故等の報告、医療サービスの向上、他の病院・診療所・助産所・薬局・		
l i	訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との連携、他の医療機関等からの		
個人情報ファイルの利用目的	照会への回答、患者の診療等に当たり外部の医師等の意見・助言を求める場合、		
	検体検査業務の委託その他の業務委託、家族等への病状説明、保険事務の委託、		
	審査支払機関へのレセプトの提出(適切な保険者への請求を含む。)、審査支払		
	機関又は保険者への照会、審査支払機関又は保険者からの照会への回答、事業者		
	   等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における事業者等へのその結果		
	の通知、医師賠償保険などに係る医療に関する専門の団体・保険会社等への相談		
	   又は届出等、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、病院の		
p	   内部において行われる学生の実習への協力、病院の内部において行われる観察研		
   3	究や症例報告、外部監査機関への情報提供		
個人情報ファイルに係る本人の数 ■	■ 1,000人以上 □ 1,000人未満		
	患者番号、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号、緊急連絡先、保険者		
記録項目	番号、病名、その他診療情報		
記録範囲	全患者		
記録情報の収集方法	本人からの届出、保険証の提示、診療・検査、関係機関等からの情報提供		
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	岡山県社会保険診療報酬支払基金、岡山県国民健康保険団体連合会他診療報酬の		
	審査支払機関等		
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称) 岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院 事務局		
及び所在地	(所在地) 岡山市北区建部町福渡1000番地		
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	なし		
	■ 法第60条第2項第1号		
	(電算処理ファイル)	□ 法第60条第2項第2号	
個人情報ファイルの種別	 政令第21条第7項に該当するファイル	(マニュアル処理ファイル)	
	■有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイルであ る旨	非該当		
つ目	_		
行政機関等匿名加工情報の概要 -	_		

作成された行政機関等匿名加工情 報に関する提案を受ける組織の名 称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	_